

東秩父村建設工事請負契約に関する留意事項

本村の発注する建設工事の施工にあたっては、次の事項を遵守すること。

1 建設業法、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、及び独占禁止法等関係法令の遵守について

請負者は、建設業法（昭和24年法律第100号）及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）等関連法令を遵守すること。

2 建設産業における生産システム合理化指針の遵守等について

- (1) 工事の適正な施工を確保するため、下請契約を締結しようとするときは、建設産業における生産システム合理化指針を遵守し、下請業者の適正な選定、下請代金支払い等の適正な履行、下請における雇用管理等への指導を行い元請・下請諸関係の合理化に努めること。
- (2) 建設産業における所定労働時間については、労働基準法（昭和22年法律第49号）に基づき、建設現場の就労の実態を踏まえ、完全週休2日制の導入や1日の労働時間を短縮するなどの方法により、週所定労働時間40時間制に努めること。

3 建設資材納入業者との契約について

建設資材納入業者との契約にあたっては、当該業者の利益を不当に害することのないよう公正な取引を確保するよう努めること。

4 労働災害の防止等について

建設労働者の確保並びにこれらの労働者の健康の保持、適正な労賃の支払い等による労働条件の改善に留意し、労働災害の防止には、元請、下請が一体となって特段の注意を払うこと。

5 ダンプトラック等による過積載の防止について

工事の施工にあたって工事資材の運搬については、過積載を行わないよう、また、過積載を行っていると思われる建設資材納入業者から資材を納入しないなどの必要な措置をとるよう努めること。

6 建設業退職金共済制度への加入等について

- (1) 建設業退職金共済制度の対象となる労働者を使用する場合は、勤労者退職金共済機構に加入して証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。
- (2) 1件あたりの請負金額が500万円以上の工事請負契約を締結した場合は、勤労者退職金共済機構の発注者用掛金収納書（原本）を貼付した建設業退職金共済証紙購入状況報告書（別途規定の様式による。）を契約締結後1か月以内に発注部局に提出すること。
- (3) 工事の一部を下請に付する場合は、下請業者に対して、この制度を説明するとともに、

掛金相当額を下請代金中に算入、その他の方法により、本制度の促進に努めること。

- (4) 工事請負契約を締結した業者は、機構支部から「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識（シール）の交付を受け、現場事務所等に掲示し、対象となる労働者への周知を図ること。

7 暴力団等からの不当要求及び工事妨害の排除について

- (1) 請負者は、工事の施工にあたり、暴力団等からの不当要求及び工事妨害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。
- (2) 請負者は、発注者及び所轄の警察署と協力して、不当要求及び工事妨害の排除対策を講じること。

8 工事カルテの作成及び登録

- (1) 請負者は、受注時又は変更時において請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報サービス（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「工事カルテ」を作成し、監督員の確認を受けた上、受注時は契約後10日以内に、登録内容の変更時は変更後10日以内に、完成時は完成後10日以内（いずれも土曜日・日曜日・祝日・12月29日～1月3日を除く）に、訂正時は速やかに（財）日本建設情報総合センターに登録申請すること。
- (2) 請負代金額500万円以上2,500万円未満の工事については、受注・訂正時のみ登録するものとする。
- (3) (財)日本建設情報総合センター発行の「工事カルテ受領書」が請負者に届いた場合は、その写しを直ちに監督員に提出すること。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できる。

平成20年4月1日

東秩父村総務課

平成 年 月 日

東秩父村長 足立理助様

請負者 所在地
商号
代表者名

印

建設業退職金共済証紙購入状況報告書

次のとおり共済証紙を購入したので、当該掛金収納書を貼付して報告します。

工事名	工事		
契約年月日	平成 年 月 日	請負金額	金 円
共済証紙購入 の考え方も とに算出した 参考額	土木一式工事請負金額 × () / 1,000		
	×対象工事における労働者の建退共制度加入率 (%) / 70%	金	円
参考額	その他工事請負金額 × () / 1,000		
	×対象工事における労働者の建退共制度加入率 (%) / 70%	金	円
共済証紙購入額	金	円	
(掛金収納書の貼付がないか又は共済証紙の購入額が不足した場合の理由)			
掛金収納書貼付欄			

